

2012 年度

## 地球温暖化対策計画書

## 1 指定地球温暖化対策事業者の概要

## (1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	中外製薬株式会社
指定地球温暖化対策事業者	中外製薬工業株式会社

## (2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		中外製薬株式会社 浮間事業所					
事業所の所在地		東京都北区浮間五丁目5番1号					
業種等	事業の業種	分類番号	E16	E_製造業	化学工業		
		産業分類名	化学工業				
	事業所の種類	主たる用途	工場				
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	85,216.46 m <sup>2</sup>	基準年度	66,512.00 m <sup>2</sup>
			事務所	前年度末	9,366.00 m <sup>2</sup>	基準年度	10,639.00 m <sup>2</sup>
			情報通信	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			放送局	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			商業	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			宿泊	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			教育	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			医療	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			文化	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
			物流	前年度末	m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>
駐車場	前年度末		59.00 m <sup>2</sup>	基準年度	m <sup>2</sup>		
工場その他上記以外	前年度末	75,791.46 m <sup>2</sup>	基準年度	55,873.00 m <sup>2</sup>			
事業の概要		工場：医薬品製造（注射剤、バイオ原体、包装） 研究所：医薬品製造（合成・生物・製剤）、分析 スタッフ：企画、業務推進、品質保証、薬事監査					
敷地面積		85,216.46 m <sup>2</sup>					

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	中外製薬工業株式会社 浮間工場 施設グループ	
	連絡先	電話番号	03-3968-6274 (直通)
		ファクシミリ番号	03-3968-6215
		電子メールアドレス	E-mail: kanamitsukns@chugai-pharm.co.jp
公表の 担当部署	名称	中外製薬株式会社 CSR推進部 環境・安全グループ	
	連絡先	電話番号	03-3273-1108 (直通)
		ファクシミリ番号	03-3273-4909
		電子メールアドレス	E-mail: eco@chugai-pharm.co.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス: <a href="http://www.chugai-pharm.co.jp/hc/ss/csr/report/index.html">http://www.chugai-pharm.co.jp/hc/ss/csr/report/index.html</a>
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所:
		所在地:
		閲覧可能時間
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名:
	入手方法:	
<input type="checkbox"/> そ の 他		

(5) 指定年度等

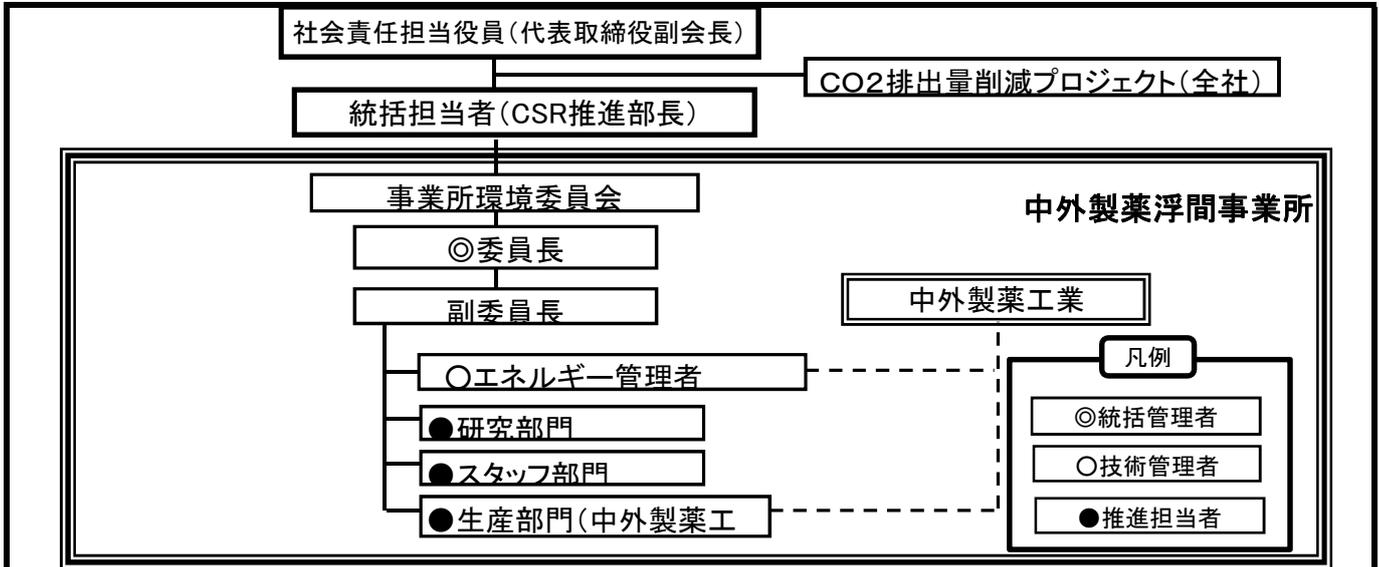
指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の 使用開始年月日	◎平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		○平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当社の環境方針：製品の研究開発、製造、販売そして廃棄にいたる各段階において、廃棄物の削減、資源・エネルギーの効率的利用及び環境技術の開発の促進を図ります。  
 中外製薬工業浮間工場の環境方針：当社医薬品生産の拠点工場として、顧客満足を目指した品質向上と地球環境への配慮を通じ、人々の健康に貢献する活動を全従業員の参加により継続的に推進していきます。

CO2排出削減の基本方針：京都議定書発行の有無に関わらず、CO2排出量削減を推進する。  
 同上目標：2014年度までにエネルギー消費量（GJ）を2009年度比7%削減

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	ハード面：老朽化に伴う機器更新に合わせた高効率化機器の導入と温水製造を蒸気方式からヒートポンプ方式への変更を目指します。 ソフト面：空調の温度設定管理や不用箇所の消灯を徹底します。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス対象は上水・下水にあたるため水の使用量を削減します。施策的には節水型の自動水洗・便器に順次更新する。また水冷式冷凍機から空冷式冷凍機に変更することで冷却塔の水使用量も削減を目指します。		
削減義務の概要	基準排出量	21,568 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務	Ⅱ
	排出上限量（削減義務期間合計）	101,370 t（二酸化炭素換算）	平均削減	6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	再生エネルギーの導入や高効率設備への更新を積極的に行い基準排出量の17%以上の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の計画期間で未了部分の対応を行いその他の温室効果ガスを第2計画期間で2%以上の削減を目標とする。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）		25,356	24,822	22,934		
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）					
	メタン（CH <sub>4</sub> ）					
	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF <sub>6</sub> ）					
上水・下水		136	138	127		
合計		25,492	24,960	23,061		

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m<sup>2</sup>・年

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	297.5	291.3	269.1		

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2005年度、2006年度、2007年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	2010 年度	変更理由	新棟建設（第二製剤治験薬棟）に伴う基準排出量の変更
変更年度	2010 年度	変更理由	新棟建設（第二生物実験棟）に伴う基準排出量の変更
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	21,568	21,568	21,568	21,568	21,568	107,840
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	排出上限量 (C = ΣA-D)						101,370
	削減義務量 (D = Σ(A × B))						6,470
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	24,822	22,934				47,756
	排出削減量 (F = A - E)	-3,254	-1,366				-4,620

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

2008年度に第2製剤治験薬棟（9,870㎡）と第2生物実験棟（9,963㎡）の建設があり、エネルギー使用量が急増した。それに伴い特定温室効果ガスの排出量も増加した。しかし、基準排出量変更申請（2009年より申請）がまだ受理されていない為、排出削減量はマイナス量になっている。  
2011年度については、東日本大震災に伴う電力使用制限令を受け、今まで以上に節電対策を実施するとともに、非常用発電機導入によるピークカット等を行った事により、大きな削減効果が得られた。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	バイオ製造棟 コンプレッサーのINV化②	2011年度	2011年11月
2	320200	32_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	生物治験薬棟1 空冷チラーの高効率機種への更新と一部ヒートポンプチラーへの変更	2011年度	2012年1月
3	320200	32_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	生物実験棟 空冷チラーの高効率機種への更新と一部ヒートポンプチラーへの変更	2011年度	2012年3月
4	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	製剤北工場 コンプレッサーのINV化	2012年度	
5	320200	32_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	製剤北工場 空冷チラーの更新	2012年度	
6	320100	32_燃料の燃焼の合理化に関する措置	製剤治験薬棟 ボイラー更新	2013年度	
7	490100	49_排出量取引	グリーン電力証書の購入	未定	
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

## 8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当事業所は公道を挟み西に生産部門、東に研究部門と区分された敷地となっていますが省エネに関しては事業所全体で取り組めるよう事業所環境委員会が設置されており一丸となって推進しています。

2000年から現在に至るまで8棟の新棟建設がありエネルギー使用量は年々増加傾向をたどっています。しかしその中でも新棟についてはできるだけエネルギー使用量を抑えるため、当時の効率の良い省エネ機器を積極的に導入してきました。また都条例の計画書制度期間中も基本対策(運用対策)をベースにコンプレッサーやポンプのインバータ化などの目標対策も実施してきました。

効果は少ないものの、社員の意識向上に繋がった対策2点を紹介します。

《再生可能エネルギーの活用》

全社合計で100kW以上の太陽光発電システムを導入するという目標を掲げ、当事業所では30kWのシステムを導入し動力負荷の電源に利用しています。またその発電状況を正面玄関のロビーと社員食堂の通路部分に液晶画面で表示することで来場者と社員に対し広報及び意識向上に役立てています。

《デマンドコントロール》

毎年、6月から9月の夏季に合わせて電力デマンド抑制のため一般空調を8ブロックに分け、ブロック別に30分停止を継続しています。室温設定はもとより空調機を停止することは作業環境に少なからず影響するところもありますが、社員の協力意識が高く省エネが根付いています。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	運転者へのエコドライブ教育の徹底 (対象となる自動車が1台のみで年間走行距離が500km以内) 低燃費・低公害車の導入検討
------	---

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	当事業所に納品する際は低燃費・低公害車を使用することを契約の条文中に盛り込む。
------	---

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況			
		実施中	今後実施	検討中	実施しない 該当しない
<input checked="" type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。					
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上				
	当事業所に納品する際は低燃費・低公害車を使用することを契約の条文中に盛り込む。				○
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制				
	当事業所に納品する際は東京都適合車ステッカーの貼付した車両及び低燃費・低公害車を使用することを契約の条文中に盛り込む。				○
物流効率化の推進による交通量の抑制	チャーター便から定期便への切替を推進しチャーター便比率を半分以下にする。				○
エコドライブの推進	運送業者の契約条件としてグリーンエコプロジェクトに参加していることを盛り込む。				○
体制の整備	事業所環境委員会の中で事業所内に関係する全ての車両について温暖化対策に関わる規定及び文書化を早急に行う。				○
貨物輸送以外の自動車交通量対策	来場者へ電車利用の推進や同じ方面からの相乗りを推奨する。				○
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) 排出量		k g / t ・ k m			